

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

行政手続等における県民等の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、行政改革推進課及び政策法務課から、行政手続等における押印の見直しを実施するよう通知（令和3年3月8日及び令和3年7月28日）があったことから、押印を残さなければならない手続（※）を除き、押印の義務付けを廃止するための改正を行う。

※ 出納局通知（令和3年8月31日）では、契約書及び請書に相当する手続については、引き続き押印を求めることとされている。

なお、改正方針については、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則と調整済みである。

2 改正内容

事実の届出や報告等の手続は、相手方との継続的なやり取りや添付書類等により本人確認が比較的容易であることから、千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則で定める様式のうち、下記様式の借受人（借受人の相続人）の押印欄及びそれに関する記載を廃止する。

- (1) 辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第5号様式）
- (2) 借受人死亡届（第6号様式）
- (3) 修学資金返還免除申請書（第7号様式）
- (4) 修学資金返還猶予申請書（第8号様式）
- (5) 延滞利子減免申請書（第9号様式）
- (6) 就業変更届（第11号様式）
- (7) 氏名（住所）変更届（第13号様式）

3 施行期日等

- ・この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- ・この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。